

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、開成工業株式会社（所在地 熊本県熊本市）に対して指名停止措置期間の変更を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成29年1月18日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 早矢仕一成 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 外山 幸博 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要(期間変更)

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
開成工業(株)	熊本県熊本市北区植木町石川450-1

2. 指名停止措置期間:

従前 平成28年12月20日 ~ 平成29年1月19日(1ヵ月)

変更後 平成28年12月20日 ~ 平成29年2月19日(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の元東北営業所長が、東北農政局が発注した東日本大震災の復旧工事の入札に関し、元東北農政局亙理・山元土地改良建設事業建設所職員から設計金額などを教えてもらった見返りに飲食や宿泊などの接待をしたとして、平成28年11月28日、贈賄の容疑で山形県警に逮捕された。

同年12月19日、山形地検が同元東北営業所長を贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴したことが明らかになった。

5. 指名停止措置理由

上記有資格業者の元東北営業所長が贈賄の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第4号口に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条についても該当することから、平成28年12月20日より1ヵ月の指名停止措置を行ったところであるが、今般、山形地検が同元東北営業所長を贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴したことが明らかになったことから、本件の指名停止期間を2ヵ月に変更する。

(指名停止措置要領別表第2)

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1~3 略</p> <p>4 <u>次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p><u>ロ 一般役員等</u></p> <p>5~16 略</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p><u>1ヵ月以上3ヵ月以内</u></p>